

第 11 次丸亀市交通安全計画（案）

をご覧ください。

本市では、交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱として、昭和 46 年度以降、第 10 次に渡って「丸亀市交通安全計画」を策定し、交通安全施策を推進するとともに、市民の安全確保に努めてきました。

令和 3 年 6 月に策定された「第 11 次香川県交通安全計画」に基づき、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間の計画期間として、「第 11 次丸亀市交通安全計画」を策定し、丸亀市の基本理念、数値目標の設定、取り組むべき交通安全施策について取りまとめました。

計画の概略は以下のとおりです。

《第 1 章 道路交通の安全》

- 4 P～8 Pでは、道路交通事故のない社会を目指すための基本的な考え方や丸亀市の道路交通事故の現状及び数値目標について定めています。

第 1 節 基本的考え方

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1 道路交通事故のない社会を目指して | 2 歩行者の安全確保 |
| 3 地域の実情を踏まえた施策の推進 | 4 役割分担と連携強化 |
| 5 交通事故被害者等の参加・協働 | |

第 2 節 道路交通の安全についての目標

- ① 令和 7 年までに年間の交通事故死者数 4 人以下
- ② 令和 7 年までに年間の交通事故による重傷者数 18 人以下

- 9 P～30 Pでは、交通安全対策を考える上での重視すべき 5 つの視点及び丸亀市として国や県、警察等と連携・協力して取り組む施策についてまとめています。

第 3 節 道路交通の安全についての対策

I 今後の交通安全対策を考える視点（重視すべき視点）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 高齢者及び子どもの安全確保 | 2 歩行者及び自転車の安全確保 |
| 3 生活道路における安全確保 | 4 先端技術の活用推進 |
| 5 地域が一体となった交通安全対策の推進 | |

II 講じようとする施策

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| ① 道路交通環境の整備 | ② 交通安全思想の普及徹底 | ③ 安全運転の確保 |
| ④ 車両の安全性の確保 | ⑤ 道路交通秩序の維持 | ⑥ 救急・救助活動の充実 |
| ⑦ 被害者支援の充実と推進 | | |

《第 2 章 踏切道における交通の安全》

- 31 P～34 Pでは、琴電の路線に対する踏切道における交通の安全について、基本的な考え方や丸亀市の数値目標及び取り組む施策等についてまとめています。

第 1 節

I 基本的考え方

踏切事故のない社会を目指して

II 踏切道における交通安全についての目標

令和 7 年までの計画期間を通して、踏切事故件数ゼロ

第 2 節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

II 講じようとする施策

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① 交通規制の実施 | ② 踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 |
|-----------|---------------------------|

以上